

議事の経過

開議 午前10時

○小松文人議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○山崎富貴事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人全員出席であります。

次に6月における議会活動等について報告いたします。市議会議長会関係につきましては、6月11日に全国市議会議長会第95回定期総会が東京で開催され、議長が出席いたしました。全国市議会議長会におきまして、山下正浩議員が議員歴20年以上で、吉川孝勇議員が正副議長歴4年以上でそれぞれ表彰されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○小松文人議長 これより日程に入ります。

日程第1、報告第8号「専決処分の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第8号「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものであります。

専決処分の内容は、平成30年12月15日に、井ノ口市道政久谷線で発生しました、転倒事故に伴う、和解及び損害賠償額を定めたものであります。損害賠償額は5万9,440円で、損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前10時頃、相手方が市道政久谷線を歩行中、市道の谷側に設置しているフェンスにもたれたところ、一部老朽化していたため、フェンスが倒れ相手方も転倒し、左手薬指を骨折したものであります。この事故に伴います過失割合は、市側80%、相手方20%で、相手方及び保険会社との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の全額に道路保険が適用されることとなっております。

なお、同箇所につきましては、平成31年1月29日に、修繕は完了しておりますが、今後におきましても、引き続き道路パトロールを実施し、計画的に補修を行い、道路の安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、専決処分の報告といたします。

○小松文人議長 日程第2、議案第62号「安芸市防災センター条例等の一部を改正する条例」から議案第74号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」までの13件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら13件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員会委員長 尾原進一議員。

○尾原進一総務文教委員会委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第62号「安芸市防災センター条例等の一部を改正する条例」ほか8件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る6月14日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第62号「安芸市防災センター条例等の一部を改正する条例」につきましては、今年10月から消費税の税率が引き上げられることに伴い、公共サービス料金に消費税を適正に転嫁するため、安芸市防災センター条例ほか17条例の使用料を改正するものです。

所管課からは、今回の改正は消費税率の引き上げに伴うものであり、市の負担する経費に対しても消費税引き上げの影響があることから、使用料金に適正に転嫁しなかった場合には、本来サービス利用者が負担すべきものが住民全体で負担することになり、結果として不公平感を生じてしまうので適正に転嫁する必要があるとの説明がありました。

所管課からの説明に対して、委員から消費税の引き上げに伴い、利用者に新たな負担を求めるものであり反対するとの討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第63号「安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、選挙長等の報酬額を改正するものです。

所管課からは、国に準じて市の報酬額を改正しようとするもので、今年は参議院議員選挙・県知事選挙が予定され、今回の改正を行えば約7万6,000円の増となるが、選挙費用として交付されるとの説明がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第64号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、現行条例を改正するものです。

所管課からは、今回の改正は、個人市民税については単身児童扶養者の非課税措置などの改正で、軽自動車税については、軽自動車購入時に課税されている県の自動車取得税が軽自動車税の環境性能割となること、消費税増税対策として令和元年10月から1年間に購入した車両の非課税及び軽減措置などの改正であるとの説明がありました。

所管課からの説明に対して、委員から消費税以外の改正や消費税率の引き上げへの軽減措置なども含まれるが、主に消費税率引き上げに関連し利用者に新たな負担を求めるものであり反対するとの討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第65号「安芸市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、過疎地域における設備取得に

に対する固定資産税の課税免除の適用期間が2年間延長されたので、本市条例も改正を行うものです。

所管課からは、適用期間の延長とともに、あわせて現行の設備取得後1月以内とされている申請期間を翌年1月までに延長し、事業者の負担軽減を図るものとの説明がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第67号「安芸市民会館条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率の引き上げに伴い、市民会館の使用料に消費税を適正に転嫁するとともに、あわせて使用料の区分及び算定方法を見直すため、現行条例を改正するものです。

所管課からは、現行の市民会館の使用料の規定は、基本料金に加えて、入場料徴収の有無、冷暖房の使用加算など料金表が複数あり、算定方法が複雑でわかりにくいことから、各料金表を見やすく整理し、使用区分及び算出方法を見直すものとの説明がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第68号「安芸市体育館条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率の引き上げに伴い、体育館の使用料に消費税を適正に転嫁するとともに、あわせて使用料の区分及び算定方法を見直すため、現行条例を改正するものです。

所管課からは、現行の使用区分を時間単位に見直したことにより、短時間の利用などで現行より安く使用できることとしたとの説明がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第69号「安芸市武道館条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率の引き上げに伴い、武道館の使用料に消費税を適正に転嫁するとともに、あわせて使用料の区分及び算定方法を見直すため、現行条例を改正するものです。

所管課からは、現行の使用区分を時間単位に見直したことにより、短時間の利用などで現行より安く使用できることとしたとの説明がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第73号「安芸市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、現行条例を改正するものです。

所管課からは、標準政令は原則3年ごとに見直されていて、前回は平成29年度に改正されている。それから3年は経過していないが、消費税率の引き上げにより直近の人件費や物件費の変動を加味して試算を行い、改正された。本市は、この政令に準じていることから改正するものであるとの説明がありました。

所管課からの説明に対して、委員から消費税の引き上げに伴い、利用者に新たな負担を求めるものであり反対するとの討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第74号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」につきましては、不正競争防止法等が改正されたことなどにより、現行条例を改正するものです。

所管課からは、法律改正による名称変更、国が定めた住宅用防災機器の設置基準といった現行

の法律・省令に合わせるもので、現在運用している内容を明文化するものですとの説明がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されております条例案の審査報告を終わります。

○小松文人議長 産業厚生委員会委員長 山下正浩議員。

○山下正浩産業厚生委員会委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第66号「安芸市森林環境整備基金条例」ほか3件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る6月17日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第66号「安芸市森林環境整備基金条例」であります。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林環境譲与税が本年度から譲与されることに伴い、譲与税を適正に管理・運用し、森林整備及びその促進を目的とした施策を実施する財源として有効に活用するため、定めるものであります。

所管課からは、私有林人工林面積や林業就業者数、人口をもとに譲与されるが、県の試算では本市は今年度から3年間、年2,800万円程度が譲与されることになっており、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用に充てるとの説明がありました。

委員からの、今年度の基金の具体的な使途・計画についての問いに対し、所管課からは、当面は対象森林や所有者情報の抽出を行い、経営管理意向調査等を行う予定で、県や各市町村の動向を注視しながら、安芸林業事務所に設置予定のワーキンググループを中心として具体的内容については今後検討していくとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「安芸市介護保険条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられることに伴う、国の負担引き上げにより、低所得者の介護保険料の軽減強化を行うよう改正するものであります。

所管課からは、今回の保険料軽減強化は、令和2年度以降完全実施となる予定で、今年度は完全実施の軽減幅の半分の水準で設定していることの説明がありました。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号「安芸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」であります。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、一般廃棄物の処理手数料の一部に消費税を適正に転嫁するとともに、手数料の区分を整理するため、所要の改正をするものであります。

所管課からは、ごみ収集に係る指定袋代では、大袋1枚当たり2円増の52円に、小袋で1枚当たり1円増の26円に改正するほか、安芸市一般廃棄物最終処分場へ搬入時に支払われる処分手数料、し尿くみ取り手数料等について増額するとの説明がありました。

委員からは、消費税引き上げに伴う影響額は全部でどのくらいかとの質問があり、所管課から

は、29年度決算ベースに試算すると、職員給与を除くごみ処理に係る市の歳出では約370万円の増となるが、今回の改正により、歳入で約201万7,200円の増を見込んでいるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第72号「安芸市はたやま憩の家条例」であります。

指定管理者により管理している「はたやま憩の家」について、利用料金の収受等の規定を他の観光施設の指定管理の条例と同様にし、市が承認する範囲内で指定管理者が経済環境や利用者のニーズに応じて柔軟に料金設定ができるようにするため、改正を行うものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会の審査報告を終わります。

○小松文人議長　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第62号「安芸市防災センター条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第63号「安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第64号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第65号「安芸市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第66号「安芸市森林環境整備基金条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第67号「安芸市民会館条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第68号「安芸市体育館条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第69号「安芸市武道館条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第70号「安芸市介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第71号「安芸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第72号「安芸市はたやま憩の家条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第73号「安芸市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第74号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第76号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」から議案第78号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」までの3件を一括議題といたします。ただいま議題となっておりますこれら3件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第76号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」につきましては、過日入札を行いました同工事につきまして請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事で、契約の方法は、総合評価方式、指名競争入札であります。契約の金額は消費税込みで3億4,100万円、契約の相手方は安芸市井ノ口乙479番地、ハギノ建設株式会社、代表取締役、萩野裕章氏であります。

入札の経緯につきまして御説明申し上げます。議案説明に記載のとおり、ハギノ建設株式会社を含む9社を指名し、6月5日に辞退をした業者を除く2社で入札を行い、今申し上げました内容で落札されましたので契約を締結しようとするものであります。

工事の概要につきましては、図面を議案説明書に載せておりますのでお目通しをお願い申し上げます。施工延長660.5メートルで、ブロック積、根継工、現場吹付法枠工、崩土除去、舗装工などの工事を行うものでございます。

次に、議案第77号「30 災第1190号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」につ